
スタートアップ創出支援事業
(F/S 支援)
公募要領

1 目的

大学の研究シーズの活用等を通じて、飛躍的に成長するビジネスを生み出し、将来的に石川県の経済をけん引することが期待されるスタートアップ等に対し、革新的な技術の確立・事業化・社会実装に向けた取組等を支援します。

一般的な創業とは…顕在化している既存のニーズに対し、商品やサービスを提供することで漸進的に成長を図るもの。

スタートアップとは…革新的な技術やビジネスモデルで世界に新しい価値を生み出しながら急成長を図るもの。

2 補助対象者

次に掲げる全てに該当するスタートアップ等を補助対象とします。

なお、同一年度において、「F/S 支援」または「アクセラレーション支援」のうち、どちらか一方のみ申請可能です。

- (1) 上記1の目的に合致するスタートアップ等であること。
- (2) 次のアまたはイのいずれかに該当すること。

ア 事業公募年度終了後の原則2年以内(令和10年3月31日まで)に県内にて開業届の提出又は本店登記若しくは支店登記を行う予定であること。

イ 令和7年4月1日現在で起業後5年以内であり、県内で開業届を提出している、又は県内にて本店登記若しくは支店登記を行っていること、かつ、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。ただし、個人事業主が、同一事業(類似性を有するものを含む)で新たに法人を設立した場合の起業年数は、個人事業主の期間を合算するものとし、また、上記、中小企業者の定義に該当する場合でも、下記に該当する場合は、対象外とする。

- ・発行済株式の総数の過半数を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の過半数を占めている中小企業

- (3) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (4) 申請者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。
- (5) 未成年の場合は、法定代理人の同意を得ていること。

3 補助対象事業

次の(1)～(4)のいずれかに該当するものを補助対象とします。

- (1) 市場調査(市場規模や顧客ニーズ、競合企業等)
- (2) 特許調査(先行文献の有無、他社の権利侵害の可能性の有無等)
- (3) 概念実証(技術面や費用面での事業の実現可能性調査、本格的な研究や事業開始前のデータ取得等)

(4) 試作開発（研究シーズやビジネスアイデアを活用したプロトタイプの制作等）

なお、次のいずれかに該当する事業は、補助対象外です。

- ・ 新技術、新製品及び新サービスの開発主体及び開発成果の取得主体が実質的に補助事業者でないと認められる取組
- ・ 原則として、今回の事業計画について、国、地方自治体、当機構及び他の公的機関等から重複して資金交付又は委託を受けている事業（事前に当機構までご相談ください）
- ・ 製品化・サービス化やその後の販路開拓を念頭に置いていない調査事業
※起業を想定していない研究は、対象となりません。

4 補助内容

採択された事業の補助金額及び補助率は、次のとおりです。

事業実施期間	交付決定日より1年以内（年度跨ぎ可能）
補助金額	最大1,000千円
補助率	補助対象経費に対し定額補助（10/10以内）

※ただし、補助金額は1,000円未満切り捨て

5 補助対象経費

(1) 補助対象経費について

- ・ 補助対象として認められる経費は、以下のとおりです。なお、消費税及び地方消費税、銀行振込に係る手数料は補助対象外です。
- ・ 補助対象経費となるか否かについての不明な点は、事前に当機構にご確認ください。

項目	内容
原材料費	補助事業の遂行に直接使用する原材料費及び副資材の購入に要する経費
旅費	補助事業の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費
謝金	補助事業の遂行に必要な専門知識の提供を外部の者から受けるために支払う謝礼
機械装置費	補助事業の遂行に必要な機器・設備の購入、試作、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費 <u>※汎用性が高く、使用目的が本補助事業に特定できないものは対象外です。</u>
産業財産権導入費	補助事業の遂行に必要な産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）を取得するために要する経費 <u>※印紙等の経費は対象外です。</u>
外注費	補助事業の遂行に必要な外注依頼に要する経費
分析等費	補助事業の遂行に必要な分析等に要する経費
事務費	補助事業の遂行に必要な事務費（会場借料、印刷製本費、資料購入費（雑誌購読料、新聞代を除く）、通信運搬費、借料、調査研究費、消耗品費（文房

	具・事務用品代を除く)、雑役務費、旅費交通費等)
調 査 ・ マーケティング費	補助事業の遂行に必要な調査・マーケティングに要する経費（展示会、見本市への出展経費、広告宣伝費、調査費等）
委 託 費	補助事業の一部を委託するために必要な経費
そ の 他 の 経 費	上記に掲げるものの他、特に当機構理事長が必要と認める経費

(2) 補助対象外経費について

次のいずれかに該当する経費は、原則、補助対象経費となりません。

- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・ 証憑資料等によって支払金額が確認できない経費
 - ※原則、金融機関からの振込による支払済の証憑書類が必要です。
 - ※仮装通貨、クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券・地域振興券等)での支払、自社振出・他社振出に関わらず小切手・手形での支払、相殺による決済・支払は認めません。
- ・ 発注から支払完了まで補助事業期間内で完結していない経費
- ・ 補助事業期間中の販売を目的とした製品・商品等の生産に係る経費
- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ フランチャイズ加盟料
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費(クラウドサービス利用費に含まれる付帯経費は除く)
- ・ 商品券等の金券
- ・ 団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈品、娯楽、接待等の費用
- ・ 不動産の購入費、構築物の購入費、株式の購入費、自動車等車両(事業所内や作業所内のみで走行し、公道を自走することができないもの及び税法上の車両及び運搬具に該当しないものを除く)、船舶、航空機等の購入費・修理費・点検検査費
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う経費及び訴訟等のための弁護士に支払う経費(産業財産権の取得に係る専門家謝金は補助対象とする)
- ・ 日本国等が行う一定の事務に係る役務(登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付等)に対する手数料
- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料(代引手数料を含む)及び両替手数料
- ・ 公租公課(消費税及び地方消費税額等)
- ・ 各種保険料
- ・ 借入金等の支払利息及び遅延損害金
- ・ 事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの(例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン・デジタル複合機)の購入費(補助事業のみに使用することが明らかなものは除く)

- ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備等、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（2者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）
- ・ 事業に係る自社の人件費
- ・ 補助対象事業以外の用務が含まれる旅費
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 応募方法

(1) 公募期間

令和7年4月21日（月）～令和7年6月13日（金）16時【必着】

(2) 提出先・お問い合わせ先

公益財団法人石川県産業創出支援機構（ISICO）成長プロジェクト推進部 スタートアップ支援課
 〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2階
 TEL：076-267-6291 FAX：076-268-1322
 E-mail：shinki@isico.or.jp

(3) 提出書類・提出方法

以下の提出書類を指定の方法で提出すること（郵送の場合は各1部）。

提出書類	提出者	提出方法	備考
① 令和7年度 スタートアップ創出支援事業（F/S支援）補助金事業計画書の提出について（様式第1号）	全員	メール 又は 郵送	
② 事業計画書（別紙）	全員	メール 又は 郵送	

③ 決算書の写し	既に事業を開始している法人	メール 又は 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近 2 期分の決算書 <ul style="list-style-type: none"> A) 表紙 B) 貸借対照表 C) 損益計算書 D) 販売管理費及び一般管理費等の明細 E) 製造原価報告書 [作成している場合] F) 株主資本等変動計算書 G) 個別注記表 ・ 直近 2 期分の税務署の收受印のある法人税申告書 別表一 ・ 法人税申告書 別表二 同族会社の判定に関する明細書
④ 確定申告書及び申告決算書の写し	既に事業を開始している個人事業主	メール 又は 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ○確定申告が青色申告の方 ・ 直近 2 期分の所得税青色申告決算書一式 ・ 直近 2 期分の税務署の收受印のある確定申告書 第一表 ○確定申告が白色申告の方 ・ 直近 2 期分の収支内訳書 ・ 直近 2 期分の税務署の收受印のある確定申告書 第一表
⑤ 企業概要(パンフレット)	既に事業を開始している法人・個人事業主	メール 又は 郵送	

※FAXでの提出は認められません。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で提出してください。また、電子メールの場合は、メール送信後、必ず、メールが到達したかを電話で確認してください。

7 スケジュール (予定)

日 程	内 容
4月21日(月)	公募開始
6月13日(金)16時	公募締切
7月上旬(予定)	審査会(書面審査)
8月中旬(予定)	採択者決定

8 審査

(1) 審査方法

- ・ 事業計画書は、当機構内に設置する外部学識経験者等で構成される審査委員会にて審査します。
- ・ 審査にあたり、事業計画書の記載内容に関し、事前にヒアリングすることがあります。
- ・ 審査方法は、審査基準に基づいて採点評価を行い、採択を決定します。

(2) 審査基準

次のような観点から、審査をします。

評価項目	評価内容
起業への想い	・ 成長意欲や事業にかける想いが感じられるか。
事業の新規性・創造性	・ 固定概念や社会通念にとらわれない独自性・独創性のある技術開発や研究開発等へ挑戦する内容であるか。 ・ 現在の社会的・技術的問題に対して突破口を開き、社会的潜在願望(= あったら良いな)を叶えるアイデアか。
事業の目的・目標、方法の妥当性・事業の実現可能性	・ 目的や取り組む内容・目標が明確か。 ・ 目的を達成するための実施方法等は具体的かつ適切であるか。 ・ 事業実現の確実性が高いと言えるか。
事業遂行能力及びスケジュール並びに環境の適切性	・ 十分な事業遂行能力を有しているか。 ・ 無理なく事業遂行できる適切な計画が立てられているか。 ・ 計画の遂行に必要な環境は整っているか。
事業の波及効果	・ 得られた成果は広く社会へ波及する効果として期待ができるか。

※ ①～③の事業の認定者及びファイナリストは、審査にて加点を行います。

- ① スタートアップビジネスプランコンテストいしかわ
- ② 社会課題解決型ビジネス創業支援事業
- ③ 石川テックプラングランプリ

(3) 採択件数（予定）

5件程度

(4) 通知

- ・ 審査結果は、8月中旬を目途に、当機構から書面で通知します。
- ・ 採択となった方は、別途、交付に係る手続きを行ってください。

(5) 採択された場合の留意事項

- ・ 採択に係る式典や会議への出席及び事業概要のプレゼンテーション等をお願いすることがあります。
- ・ 企業名、住所、電話番号、代表者名、事業名、事業期間、補助金額を公表する場合があります。

9 補助金の交付

- ・ 採択決定後、事業公募年度に係る補助金交付申請書を提出後、予算について確認したうえで、交付決定となり、補助事業に着手することができます。年度を跨いで事業を行う場合、年度ごとに交付申請から実績報告・補助金請求に係る手続きが必要です。
- ・ 本事業を完了したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出しなければなりません。
- ・ 年度ごとに実績報告書等を提出後（必要に応じて実地検査を実施のうえ）、原則、**精算払い**となります。

10 補助事業の実施に係るその他留意点

- ・ 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ・ 補助金額確定にあたり、補助対象物品・サービス内容や証憑書類の確認ができない場合は、補助対象外となります。
- ・ 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産は、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。これらの財産の処分等にあたっては、事前に当機構の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部を当機構に納付しなければならない場合があります。
- ・ 補助事業に係る経費は、その収支の事実を明確にした証憑書類を整理し、交付年度終了後 5 年間保存しなければなりません。
- ・ 補助事業期間中の進捗状況確認及び補助事業終了後の確定検査のため、石川県や当機構が実地検査に入ることがあります。
- ・ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」等に違反する行為等（例：他用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ・ 本事業による事業化、知的財産権の譲渡又は実施権設定その他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。